



平成 22 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ス ネ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 康 廣
(JASDAQ・コード:4754)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 高 橋 奉 昭
電 話 番 号 022-299-5761

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 9 日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更について

1. 最近の投資単位の状況及び変更の理由

(1) 最近の投資単位の状況

① 最近事業年度の末日における最終価格をもとに 算出した 1 売買単位当たりの価格	207,000 円
② 最近事業年度における日々の最終価格をもとに 算出した 1 売買単位当たりの価格の平均	200,927 円
※ 最近事業年度の末日における単元株式数	1,000 株

(2) 変更の理由

株式の流動性を高め、当社株式の投資家層の拡大と流通の円滑化を促進するため、単元株式数を変更し、投資単位の引き下げを行うことといたしました。

2. 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

3. 変更予定日

平成 22 年 6 月 1 日 (火)

II. 定款の一部変更について

1. 変更理由

上記 I. 単元株式数の変更に伴うものであります。

2. 変更内容

(下線は変更部分)

変更前	変更後
第 2 章 (単元株式数) 第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 2 章 (単元株式数) 第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。
附則 (新設)	附則 <u>第 1 条 第 7 条の変更は、平成 22 年 6 月 1 日から効力を発する。なお、本附則は、第 7 条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

3. 効力発生日

平成 22 年 6 月 1 日 (火)

(参考) 上記変更に伴い、平成 22 年 6 月 1 日付をもって、株式会社大阪証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

以 上